

須坂市教育委員会外国語指導助手派遣業務に係るプロポーザル実施要領

1. 実施について

須坂市教育委員会では、「国際化教育推進事業」により、英語のネイティブスピーカーが市内小中学校及び公立保育園等において外国語指導を行っています。外国語指導業務の一部について優れた民間事業者に発注することにより、より効率的かつ効果的な運用を図り、外国語指導を一層充実させるものです。また、契約形態は学習指導要領改正に伴う外国語教育の充実を踏まえ、現場から直接外国語指導助手(以下、ALT と称す)に指揮命令ができ、円滑なコミュニケーションに基づく授業を可能とする派遣契約とします。

内容の詳細については、別添「須坂市教育委員会外国語指導助手派遣仕様書」(以下、「仕様書」という。)を参考にしてください。

なお、仕様書における内容は現時点での予定です。今後、打ち合わせや、事業内容の検討により変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約締結後の変更につきましては、その都度協議させていただきます。

2. 事業の概要

(1) 業務名

須坂市教育委員会外国語指導助手派遣

(2) 業務内容等

仕様書のとおり

(3) 業務委託期間(予定)

2026年4月1日から2029年3月31日まで

(4) 業務委託料金上限額

金 63,360千円(税込)

下記の表は、年度ごとの委託限度額

年度区分		上限額(税込)
2026年度	2026年4月1日から2027年3月31日	21,120千円
2027年度	2027年4月1日から2028年3月31日	21,120千円
2028年度	2028年4月1日から2029年3月31日	21,120千円

ただし、この金額は、契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものです。

3. 参加資格

下記の条件のいずれにも該当する者とします。

(1) 法人その他団体であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は須坂市財務規則(平成2年規則第6号)第105条第1項(財務規則第118条において準用する場合も含む。)の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

(3) 営業停止処分を受けている者でないこと。

(4) 「須坂市物品等入札(見積)参加資格審査申請要領」に基づき、申請を行い、参加資格を受けている者であること。※

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立または民事再生

法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと(更生手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)。又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立をしている者でないこと。

※ 須坂市物品購入等入札(見積)参加資格者名簿に登載されていない事業者は、たとえ本件に係る提案をいただきましても、選定事業者の対象にはなりませんのでご注意ください。なお、須坂市物品購入等入札(見積)参加資格者名簿に関するお問い合わせは、須坂市総務部財政課電話 026-245-1400(代)へお願いします。

4. プロポーザル実施手続きの概要

(1) 選定方法

本事業の契約者の選定は、プロポーザル方式により行います。業務委託を受注希望される方は、プロポーザルに参加し、資格審査の後、企画提案を行ってください。提案内容等について審査の上、最も優れた企画提案のあった者を最優秀提案者とします。

(2) 実施スケジュール

内容	期間等
公告(実施要領等)の掲示期間	2025年10月1日(水)～10月31日(金)
質問の受付期間	2025年10月1日(水)～10月7日(火)
質問に対する回答	2025年10月8日(水)
参加申請書の提出期限	2025年10月10日(金)
参加資格要件確認結果	2025年10月17日(金)
企画提案書の提出期限	2025年10月31日(金)
企画提案書の審査日	2025年11月14日(金)
審査結果の通知	2025年11月21日(金)予定

プロポーザルはプレゼンテーション形式で行いますが、参加事業者が多い場合は書類審査に変更する場合があります。(概ね5社以上で変更予定です)

※都合によりスケジュールが変更となる場合は、申請者に連絡します。

(3) 公募の公告方法

公募に関する公告は、須坂市ホームページ及び市役所前掲示板にて行います。

(4) 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加手続きを行ってください。

① 参加申請書提出

「参加申請書」(様式1号)に必要事項を記載し、1部提出してください。(電子メール可)

提出期限 2025年10月10日(金) 午後5時まで

② 資格要件の確認

須坂市教育委員会学校教育課において、提出された申請書類の内容を確認の上、その結果を2025年10月17日(金)までに、電子メールでお知らせします。

③ 参加辞退

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届(様式3号)により、2025年10月24日(金)正午までに提出してください。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。郵送される場合は必ず書留、または簡易書留、特定記録

郵便としてください。

(5) 企画提案

① 提案手続

次により企画提案書用を書面により提出してください。

提出期限 2025年10月31日(金)

② 提出書類

企画提案書 8部

次に掲げる各号により提案書を作成してください。

(ア) 企画提案書等は、A4版左綴じで、表紙・目次含めて50ページ以内とし、ページ数を付すこと。フォントサイズは12ptとする。

(イ) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすく表現すること。

③ 企画提案書記載項目

次の項目については必ず記載してください。

(ア) 申請者の事業方針と事業関連性

(イ) 外国語指導助手派遣事業受託実績

(ウ) 申請者の外国語指導業務に関する理解度、研究体制

(エ) ALTの採用体制

(オ) ALTの研修体制

(カ) ALTの管理体制

(キ) 危機管理体制

(ク) 授業評価の支援体制

(ケ) 教科書を活用した授業提案 ※

(コ) 法令遵守体制

(サ) 経費

別紙の選考基準を参考にしてください。

※ 須坂市2025年度使用教科書

小学校	㈱三省堂	CROWN Jr. (2025年度版)
中学校	㈱三省堂	NEW CROWN (2025年度版)

④ 質問の受付

企画提案書等の作成に関する質問の受付及び回答は、次により行います。

質問は、質問書(様式2号)により、書面(持参、郵送)、電子メール又はファックスにて送付してください。

質問の提出期限は、2025年10月7日(火)午後5時までとします。

質問に対する回答は、2025年10月8日(水)午後5時までに、須坂市ホームページ上に掲載します。

(6) 企画提案書の審査日

① 日時・場所 2025年11月14日(金) 須坂市役所305会議室

時間につきましては、別途参加者あてに通知します。

② 審査方法 プレゼンテーション方式

5. 審査結果

企画提案書等の内容の審査及び評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる最優秀提案者を選定します。

また、選定結果は、2025年11月21日(金)に、企画書を提出した全ての者に対し、文書により通知します。また、須坂市ホームページ上にて公表します。なお、評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとします。

6. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却いたしません。
- (2) 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認められません
- (3) 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成します。

7. 契約条件

本公募は、須坂市議会において2026年度～2028年度須坂市一般会計予算(本業務にある予定額金 63,360 千円)が認められる事を前提として行うものであり、万一、予算成立しない、又は本公募に関する項目が認められない場合は本公募の結果は無効とし、須坂市はそれに伴う一切の責を負いません。また、減額修正された場合は、最優秀提案者と協議するものとします。なお、教育の継続性等を鑑み、各年度末で事業の継続、業務実施状況継続について審議を行い、予算の議会承認があった場合は最長 2029 年 3 月 31 日までの間、予算の範囲内で契約を継続することとします。

8. その他

(1) 失格または無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格または無効となることがあります。

- (ア) 申請書類に虚偽の記載があったとき
- (イ) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき
- (エ) 申請資格を有していないことが判明したとき
- (オ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事案が判明したとき
- (カ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が契約者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めたとき

(2) 審査点数が同点の場合は、選定委員長が決するものとします。

(3) 費用負担

提案書等の申請にかかる費用は、提案者の負担とします。

プロポーザル参加申請書類、企画提案書等の提出先、本件についての問合せ先
須坂市教育委員会 学校教育課 庶務係
住所 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1
電話 026-248-9010 FAX 026-248-8825
E-mail school@city.suzaka.nagano.jp